

久喜市保育料収納事務の私人委託に関する要綱の一部を改正する告示
久喜市保育料収納事務の私人委託に関する要綱（平成27年久喜市告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市病児・病後児保育事業利用料収納事務の私人委託に関する要綱
第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この告示は、久喜市病児・病後児保育事業実施要綱（平成27年久喜市告示第255号）第1条に規定する事業を利用する児童の保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）から徴収する利用料（以下「病児・病後児保育事業利用料」という。）の徴収事務（以下「収納事務」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「収納事務受託者」を「収納事務を市長から受託する者（以下「収納事務受託者」という。）に、「保育料収納事務取扱者の届」を「病児・病後児保育事業利用料収納事務取扱者の届」に、「保育料領収印の印影届」を「病児・病後児保育事業利用料領収印の印影届」に改める。

第4条第1項中「保育料」を「利用料」に、「保育料収納月報」を「病児・病後児保育事業利用料収納月報」に改め、同条第2項中「保育料」を「利用料」に改める。

様式第1号中「保育料収納事務取扱者の届」を「病児・病後児保育事業利用料収納事務取扱者の届」に、「久喜市保育料収納事務の私人委託に関する要綱」を「久喜市病児・病後児保育事業利用料収納事務の私人委託に関する要綱」に改める。

様式第2号中「保育料領収印の印影届」を「病児・病後児保育事業利用料領収印の印影届」に、「久喜市保育料収納事務の私人委託に関する要綱」を「久喜市

病児・病後児保育事業利用料収納事務の私人委託に関する要綱」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

（表）

収納事務取扱者証	
	久 第 号
医療機関名	
氏 名	
上記の者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次に掲げる事務を受託した者であることを証明する。	
病児・病後児保育事業利用料収納事務	
年 月 日発行	
久喜市長	印

（裏）

注 意 事 項	
1 本証は、受託に係る事務を執行するときに携帯すること。	
2 身分について他の者から要求のあったときは、この証を提示すること。	
3 記載事項に変更が生じたとき、又は収納事務取扱者でなくなったときは、速やかに市に返還すること。	
4 本証を紛失したときは、速やかに市に届け出て再交付を受けること。	

様式第4号中「保育料収納月報」を「病児・病後児保育事業利用料収納月報」
に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。